

学校教育における消費者教育の推進

【消費者教育教材等の一層の活用】

現状の取組と課題

【生活文化局の取組】

○消費者教育教材の作成

- ・消費者教育DVD：テーマ別・対象（世代）別に年1本作成し、都内の学校に配布
学習指導要領に対応した解説書、ワークシートも作成。教員が協力員として参画
《29年度実績》「住まいの知識は一生の知識(高校生対象)」作成

- ・WEB版教育教材：テーマ別・対象（世代）別に年1本作成
自ら考え、選択しながら学べる体験型教材として作成
学習指導要領に対応した指導書も合わせて作成
作成にあたっては、対象となる公立小・中・高校各教員が参画

《29年度実績》「知っているようで知らない くらしとお金のヒミツ(小学生対象)」作成

- ・消費者教育読本：若者が陥りやすい悪質商法の手口をわかりやすく四コマ漫画で紹介
※ホームページ「東京くらしWEB」の「消費者教育教材等検索サイト」から全ての教材が検索可能

○講座・講習会の実施

- ・学校向け出前講座：東京都が養成した消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を派遣し、希望するテーマで講座を開催。

《29年度実績》小学校 17回、中学校 26回、高等学校 22回、特別支援学校 7回 計 72回

※教育庁で実施する事業説明会や、消費者問題教員講座などで教材・講座を周知（詳細は別紙参照）

【教育庁の取組】

○学習指導要領に基づく消費者教育の展開

- ・全ての公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校において、学習指導要領に基づく関連教科の単元を通じ、消費者教育に関する指導を展開

（関連教科：小学校…家庭科、中学校…社会科、技術・家庭科、高等学校…公民科、家庭科、特別支援学校は小・中・高に準ずる）

- ・指導にあたっては、教科書に加え、学校が選定した教材を適宜活用

【国の取組】

○高校生向け消費者教材「社会への扉」の活用

- ・2016年度に「社会への扉」を作成し、全国の学校に提供を開始、2020年度に全国で本教材を活用した授業を実施することを目指し、働きかけを行う。

【課題】

- ・学校現場における消費者教育教材等のニーズの把握が必要
- ・生活文化局作成教材の活用状況の確認が難しい
- ・消費者教育の必要性に対するPTAや保護者の理解促進
- ・「社会への扉」と生活文化局作成教材との効果的な活用



方向性の整理

○作成した教材の活用状況・満足度の把握等に係る協力体制の構築

・実践的な能力を身に着ける消費者教育教材を活用した授業の実施（国アクションプログラム）

→教材を制作する消費生活部門（生活文化局）と教材を使用する学校教育部門（教育庁）と定期的に意見交換を行い、活用状況を検証し、学校現場の需要に合った教材を制作

→学校教育部門（教育庁）において、国の教材「社会への扉」と消費生活部門（生活文化局）制作の教材の効果的な使い方を検討

→学校教育部門（教育庁）で行われている「法」に関する教育の取組等に教材等を活用

・アクティブラーニングの視点からの手法等（参加型授業、疑似体験）を用いた消費者教育により実践的な知識の習得を推進（国アクションプログラム）

→都立学校における消費者教育推進校の募集など消費者教育を主体的に取り組む授業の展開を検討、あわせて実施校に対し、消費者教育教材についてのアンケート等による意見聴取を実施

○ P T Aや保護者に向けた講習会等の充実

→家庭における消費者教育の理解促進の取組として、学校教育部門（教育庁）を通じて都立学校校長会や、区市町村教育長会や指導室長会等へ周知を行い、保護者会等を活用した教材等を使用した講習会等を実施